

# みやけ

MIYAKE





## 医療費が高額になりそうなときは相談を

問・申 保険医療課 ☎0745-44-3074

### 国民健康保険制度

入院などにより医療機関での医療費の支払いが高額になりそうなときは、あらかじめ保険医療課で申請を行ってください。「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けてから医療機関の窓口で提示していただくと、医療機関での窓口払いが自己負担限度額までとなります。

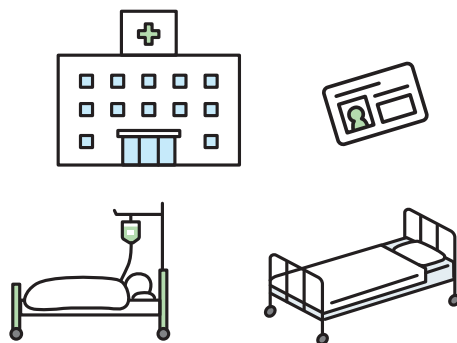
また、所得の区分により入院したときの食事代等が減額になる場合があります。自己負担限度額等についてや「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができるかどうかは、世帯の状況や所得により判定しますので、必要な方は保険医療課までお問い合わせください。

また、**マイナ保険証**を利用すれば手続きなしで**限度額までの負担**になります。

ぜひ、**マイナ保険証**を利用ください。

### 後期高齢者医療制度

医療機関等の受診の際に「マイナ保険証」または限度区分が記載された「資格確認書」を利用することで窓口負担が自己負担限度額までのお支払いとなります。「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付はありませんのでご了承ください。



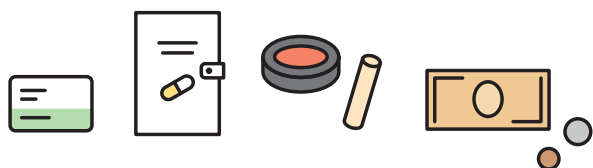
### 国民年金保険料は納期限までに

問 桜井年金事務所 ☎0744-42-0033

令和8年4月分から令和9年3月分までの国民年金保険料は、月額17,920円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、希望される場合は、便利な口座振替やクレジットカード納付も利用できます。

国民年金保険料を未納のまま放置されると、万が一障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合に、障害年金や遺族年金が受けられない場合があります。

保険料を指定の納期限までに納めることが難しい場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、桜井年金事務所までお気軽にご相談ください。



### 第2回三宅町「人権学習講座」

問 社会教育課 ☎0745-44-2210

演 題:「普通」って何だろう？

―世間の正解よりも、自分の正解を選ぶまで。

講 師:中村あいみさん

日 時:8月20日(木) 13時30分～15時

場 所:三宅町保健福祉施設 あざさ苑 1階 集団指導室

中村あいみさん。奈良県在住。女5姉妹の三女として育ち、「女性らしく生きること」が当たり前とされる環境の中で、周囲に合わせることを優先しながら生きてきた。就職、結婚、出産と、世間で言われ



る「普通」の人生を歩む一方で、自分らしさとの違和感を抱え続ける。

母親として子育てを経験する中で、「自分らしく生きること」を諦めたまま、その背中を子どもに見せ続けていいのか」と自問自答を重ね、自らの生き方を見つめ直す。LGBTQ当事者としての経験と、一人の母親としての経験、その両方の視点から自身の原体験を発信し始めた。

## 町内創業を支援します

問 産業共創課 ☎0745-44-3071

三宅町では、町内で新たに創業する方を支援するため、「三宅町創業支援事業補助金」を創設しました。

本補助金は、町内に本店を置く「株式会社」または「合同会社」を新たに設立する方を対象に、法人設立に必要な経費の一部を補助するものです。定款認証手数料や登録免許税のほか、三宅町交流まちづくりセンターMiiMoのコワーキングカフェを登記住所として利用する場合の設備使用料等も対象となります。

補助上限額は372,000円で、補助対象経費の実支出額を補助します。地域で新たなチャレンジを始めたい方や、町内での事業展開を検討されている方は、ぜひご利用ください。

制度の詳細や申請方法については、町ホームページをご確認いただくか、担当課までお問い合わせください。



ホームページ  
はこちらから

## 大人の栄養相談

問・申 健康子ども課 ☎0745-43-3580

管理栄養士による食生活の相談。

健診結果で、食習慣の見直しが必要だと言われた方、食生活を変えたいと思われる方は、お気軽にご利用ください。

日時: 9月2日(水) 13時15分～16時15分

場所: あざさ苑 1階 相談室

対象: 三宅町在住・在勤の方

定員: 3名 ※おひとり約45分の個別相談です。

申込方法: 電話・来所・メール

✉ kenkou@town.miyake.lg.jp

件名に「おとなの栄養相談」、本文に「名前、住所、生年月日、電話番号」を記入

申込期間: 8月26日(水)まで

## 宝くじ助成金事業を活用しました

問 総務課町長公室 ☎0745-44-2001

(一財)自治総合センターが実施する宝くじの助成金を活用し、東屏風自治会がコミュニティ活動で利用する備品を購入されました。

この助成事業は「宝くじの社会貢献広報事業」として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコ

ミュニティ助成事業です。

町では、自治会がこの助成事業を活用することでさまざまな自治会活動を活発化させて、地域のコミュニケーション及び団結力の向上に取り組んでいただければと考えています。

### 東屏風自治会

収納物置、スロープ、自走式草刈機、ガソリン携行缶



収納物置



スロープ



自走式草刈機  
ガソリン携行缶



## ＼募集件数に達したら締め切り／ 住宅の耐震化を支援しています

問・申 土木管理課(分庁舎内) ☎0745-44-3076

三宅町では、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)に着工された木造住宅の耐震化に向けた耐震診断を無料で行っています。

また、耐震診断の結果、「耐震性がない」と診断された場合には、耐震改修工事の費用の補助も行っています。

### 木造住宅の無料耐震診断

対象住宅: 次の①、②の条件を満たす住宅

- ①昭和56年5月31日以前に着工された町内の木造住宅
- ②延べ床面積が250㎡以下で、地下階を除く階数が2階建て以下のもの

費用: 無料

募集件数: 2棟

受付期間: 8月3日(月)～11月30日(月)

申込方法: まず土木管理課窓口までご相談ください。

注意事項: 直接業者に耐震診断を頼まれた方は、助成の対象外となります。

### 木造住宅の耐震改修工事費補助

対象住宅: 次の①、②などの条件を満たす住宅

①左記の無料耐震診断または他で同等の耐震診断を受けて、耐震改修が必要と診断された住宅

②50万円以上の耐震改修工事

※上記以外にも要件あり

補助内容: 上限50万円(工事費の23%)

※耐震改修工事に付随しない模様替えの改装費など、直接耐震改修工事の施工費以外のものは補助対象外です。

募集件数: 1棟

受付期間: 8月3日(月)～11月30日(月)

申込方法: まず土木管理課窓口までご相談ください。

※事業対象か確認させていただきます。

## 老朽危険空き家解体費用の補助について

問・申 土木管理課(分庁舎内) ☎0745-44-3076

町では、住民の安全な住環境を確保するために、老朽化した危険な空き家の解体費用を補助します。

※この補助を受けようとする方は、事前調査申込書を提出し、町が実施する事前調査により申請された空き家が「危険である」との判定を受けなければいけません。

### 1. 補助金額

解体工事に要する費用(消費税及び地方消費税の額を含む)に3分の1を乗じて得た額とし、30万円を上限とします。※1,000円単位は切り捨て

### 2. 申請条件

8月3日(月)から11月30日(月)までに申請があり、1月末日までに解体が完了するもの

※1月末日までに解体が完了しない場合は交付決定を取り消すこともあります

### 3. 補助件数

2件(先着順 定数になり次第、締め切ります)

### 4. 申込方法

事前調査申込書を土木管理課へ提出

### 5. 補助の対象となる空き家

- (1)三宅町内に位置していること。
- (2)併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が住宅の用に供されていること。
- (3)当該土地及び建物についてその所有関係が明確であり、所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、権利者から解体及び処分に対して同意を得ているものは除く。
- (4)当該土地及び建物に係る一切の権利、権限について、その疑義が解決済みであること。
- (5)補助を受ける目的で故意に破損等をさせたものでないこと。

### 6. 補助金交付の対象者

- (1)老朽危険空き家の所有者(相続人等を含む)又は所有者の同意を得た者。
- (2)町税を滞納していない者。
- (3)宅地建物取引業者(昭和27年法律第176号 第2条第3号に規定する者)でないもの。
- (4)反社会勢力(暴力団員等)でないこと。

## 改良住宅入居者募集のご案内(ひとり親世帯向け)

☎ 土木管理課(庁舎内) ☎0745-44-3076

入居住宅：改良住宅 1戸

住所：三宅町大字上但馬192-7

(改良住宅第23号)

構造：木造2階建て 4DK

家賃：三宅町町営住宅条例第14条による家賃(世帯全員の所得で計算)

入居予定日：令和8年10月1日(木)

入居資格：●ひとり親で18歳未満の子どもが複数いる世帯

●令和8年7月末日を基準として、それ以前より三宅町に住まれている方

●現在、住宅に困窮している方(持ち家がない方等)

●市町村税の滞納がない方

●連帯保証人がいること

●基準月収額が15万8千円以下の世帯(裁量世帯は21万4千円以下)等

募集期間：8月3日(月)～8月14日(金)

※受付は、9時～17時(土・日・祝は除く)

申込方法：入居を希望される方は、三宅町役場分庁舎 土木管理課で「改良住宅入居申請書」を受け取り、必要書類を添えて申し込んでください。

必要書類：世帯全員の住民票・所得証明書・町税等滞納有無調査承諾書

公開抽選：申込者多数の場合は、公開抽選で入居者を決定します。

抽選日：8月21日(金) 14時～



## 今から始める！未来を変える生活習慣 フィットネスde元気セミナー

☎ 健康子ども課 ☎0745-43-3580

仕事や家事、育児に日々追われ、なかなか運動をしたり、きちんと食事をとれていない方。

今こそ健康づくりに取り組みませんか？スキマ時間でできることに、一緒に取り組みましょう。

対象：三宅町内在住の30～60歳

※ただし、申込多数の場合は、全4回のご参加出来る方を優先させて頂きます。

定員：8名ほど ※最低催行人数4名

料金：無料

申込方法：健康子ども課まで電話・メール・来所

☐ kenkou@town.miyake.lg.jp

申込期間：8月21日(金)まで

日時・場所：第1回 9月6日(日)9時30分～11時30分頃

場所 あざさ苑2階

フィットネスオアシス

：第2回 9月13日(日)9時30分～11時30分頃

場所 あざさ苑2階

フィットネスオアシス

：第3回 9月27日(日)9時30分～11時30分頃

場所 あざさ苑2階

フィットネスオアシス

：第4回 10月4日(日)10時～12時頃

場所 交流まちづくりセンター

MiiMoホール

癒し・憩う・安らぐ我が家

# 入居者募集

充実の医療体制  
積極的な地域交流  
面会・外出も自由

大和高田／葛城／築山／田原本／榛原

ご本人もご家族も笑顔になれる幸せの住まい

お問い合わせ  
資料請求  
ご見学・ご相談

ベルライフグループ

24時間  
0120-24-4165  
9時30分～17時30分

快適な環境づくりを応援します

建物業管理

# だるま美装(株)

三宅町小柳415  
☎(0745)43-0700(代)  
☐ daruma-biso@star.ocn.ne.jp

|                  |
|------------------|
| 建築物環境衛生管理技術者免状   |
| 防除作業監督者          |
| 空気環境測定実施者        |
| 危険物取扱者免状(乙種4類)   |
| 乙種ガス主任技術者免状      |
| 飲料水水質検査          |
| 特約店販売の許可資格 日用品雑貨 |

広告

## 住民福祉課(環境衛生)・産業共創課からのお知らせ

☎ 住民福祉課 ☎0745-44-3077

### スズメバチ駆除にご協力ください

スズメバチの営巣を発見した家屋・土地の所有者は、速やかに専門業者に依頼し、営巣の撤去及びスズメバチの駆除を行ってください。

また、町では近年多発しているスズメバチの巣を駆除するための助成を行っています。

補助額：駆除経費の1/2  
ただし、上限8,000円  
※予算上限に達した場合は受付を終了します。



### 飼い主のいない猫を少なくしていこう！

飼い主がいない猫の糞尿やごみを散らかすなどの問題で、苦情相談が少なからずあります。町では、TNR事業(飼い主のいない猫の不妊去勢手術をし、地域に戻す)を行い、将来的に飼い主のいない猫を減らしていく活動を推進しています。

また、町では公益財団法人どうぶつ基金が実施している「さくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)」に参加しており、地域のボランティアの方にTNR事業を行っていただいています。

地域のボランティアの方には、TNR事業を通して、猫の保護を行い、飼い主のいない猫を減らしていく取り組みを進めていただいています。地域の方々の理解を得ながら、今後も動物と共存できる地域社会を目指した取り組みを行っていきます。



### 超音波式猫よけ器を貸し出します

猫の被害でお困りの方に超音波式猫よけ器の貸し出しを行っております。

※本器はあくまで試験的利用を目的とした貸し出しです。長期借用や複数回の貸し出しは行いません。

※貸し出し中の方がおりますので、貸し出しを希望される方は、事前にお問い合わせください。



### 特定外来生物 「クビアカツヤカミキリ」にご注意を！

☎ 産業共創課 ☎0745-44-3071

クビアカツヤカミキリはサクラ、ウメ、モモなどのバラ科樹木の内部を食い荒らし、樹木を枯らしてしまうこともある特定外来生物です。繁殖力が非常に強く、早期発見、防除対策が重要です。成虫や被害を見つけたら、町(産業共創課)または県へ情報提供をいただくとともに、駆除などのご協力をお願いします。

クビアカツヤカミキリの幼虫は、木の内部を食い荒らし、大量のうどん状のフラス(木くずとフンが混ざったもの)を木の外に出しながら2年から3年過ごし、5月から8月頃に成虫となって、樹木の外に出て産卵をします。

なお、情報提供は、「奈良県スーパーアプリ」からも可能です。



「奈良県スーパーアプリ」  
こちらから

粗大ごみを処分する場合には、  
電話予約が必要です。

### 粗大ごみのリクエスト収集

☎ 住民福祉課へ予約の電話をします。

☎ 収集日時と予約番号をお伝えします。

処理券 粗大ごみ処理券を購入し、貼り付けます。

🚚 収集日に訪問して収集します。

☎ **0745-44-3077**

### 浄化槽の管理についてのお願い



**保守点検、清掃、  
法定検査**が必要です。

磯城清掃組合

☎ **0742-61-5863**  
**090-7754-6959**

☎ 住民福祉課 ☎0745-44-3077

## 相談窓口

| 相談種類 |                                   | 日 時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 場 所                              | 予約・申込期間                                 | 予約・申込先・問合先                                                                                                                                                                                    |
|------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                                   | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                  |                                         |                                                                                                                                                                                               |
| 1    | 人権相談<br>行政相談<br>予約不要              | 8月20日(木)13時～15時                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | あざさ苑 2階 和室                       | 申込不要                                    | 問 住民福祉課<br>☎0745-44-3073                                                                                                                                                                      |
|      |                                   | 人権相談は、人権擁護委員による人権問題に関する相談。行政相談は、行政相談委員による国などの行政機関に対する苦情、要望・意見に関する相談。両相談ともに無料。                                                                                                                                                                                                                                        |                                  |                                         |                                                                                                                                                                                               |
| 2    | 法律相談<br>要予約                       | 8月25日(火)<br>13時～16時                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | あざさ苑 1階<br>会議室                   | 8月12日(水)～24日(月)<br>9時30分～17時<br>※土日祝を除く | 問・申<br>奈良弁護士会<br>中南和法律相談センター係<br>☎0742-22-2035<br>※予約のキャンセルもこちら                                                                                                                               |
|      |                                   | 奈良弁護士会の中南和法律相談センターによる無料法律相談。<br>相談時間：一人(組)あたり30分 定員：6人(組)                                                                                                                                                                                                                                                            |                                  |                                         |                                                                                                                                                                                               |
| 3    | こころとからだの<br>健康相談<br>予約不要          | 月曜日～金曜日                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | あざさ苑 1階 健康子ども課                   | 申込不要                                    | 問 健康子ども課<br>☎0745-43-3580                                                                                                                                                                     |
|      |                                   | 保健師がこころとからだの健康に関する相談や血圧測定、尿検査などを実施。                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                  |                                         |                                                                                                                                                                                               |
| 4    | 教育相談<br>要予約                       | 月曜日～金曜日<br>9時～17時                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 本庁舎 1階<br>教育総務課                  | 随時受付                                    | 申 下記の申込みフォーム<br>https://forms.gle/Gb4jMCS4YKN2Cktm7<br>問 教育総務課<br>☎0745-44-3079                                                                                                               |
|      |                                   | 幼児・児童・生徒の家庭や学校での悩み、いじめ問題やその他教育の相談。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                  |                                         |                                                                                                                                                                                               |
| 5    | 障害者相談<br>(身体障害・知的障害)<br>要予約       | 月曜日～金曜日<br>9時～17時                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 地域生活支援センター<br>ひまわり<br>三宅町伴堂847-3 | 随時受付                                    | 問・申<br>地域生活支援センターひまわり<br>☎0745-42-1320                                                                                                                                                        |
|      | 障害者相談<br>(精神障害)<br>要予約            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 生活支援センター<br>いろは<br>田原本町保津5-5     |                                         | 問・申<br>生活支援センターいろは<br>☎0744-32-7753                                                                                                                                                           |
|      |                                   | 障害のある方ご本人や、ご家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言などを実施します。                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                  |                                         |                                                                                                                                                                                               |
| 6    | 小児科医・<br>産婦人科医・<br>助産師<br>オンライン相談 | ★夜間相談：平日18時～22時まで(10分間相談予約制)<br>LINEのメッセージチャット・音声通話・動画通話により相談ができます。<br>★いつでも相談：24時間メールによる相談を受け付けます。WEBサイトから相談内容をお送りいただくと、24時間以内に小児科医、産婦人科医、または助産師からの回答が送られてきます。<br>町ホームページ：https://www.town.miyake.lg.jp/soshiki/17/1267.html<br>LINEの友達追加で利用できます。三宅町民だけの合言葉で会員登録すると、 <b>無料</b> で利用できます。<br>合言葉については、健康子ども課へお尋ねください。 |                                  |                                         | <br>小児科<br><br>産婦人科 |
| 7    | 傾聴 AI<br>チャット相談                   | 24時間利用可能                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 右記のQRコードを読み<br>取ってご利用ください        | 申込不要                                    | 問 住民福祉課<br>☎0745-44-3073                                                                                                                                                                      |
|      |                                   | 仕事、家庭、子育て、学校、人間関係などの悩みについて、AIが気持ちに寄り添いながら文字でお話をうかがいます。匿名・無料で利用できます。                                                                                                                                                                                                                                                  |                                  |                                         |                                                                                                                                                                                               |



**中尾精肉店**  
☎0745-56-2501  
三宅町上但馬187-5



Instagram



**三宅町内 配達します！**  
但し、2,000円以上のお買い上げで  
当日配達は13時迄にお願い致します。

**奈良県公立高校入試改革が検討されています**

体験授業4回分無料

理系女子兼歴女の塾長が  
個人塾の強みを活かした  
学習指導をお約束します

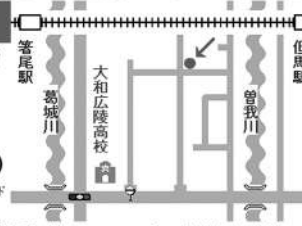
代表：岡本 幸子(おかもと さちこ)

三宅町但馬492-1 大和広陵高校グラウンド  
東館・約150m

TEL&FAX: 0745-60-0487 <http://www.eonet.ne.jp/~jukuishizue/>

三月の勝者へ  
礎を築こう!!!

**学習塾の礎**



広告

## 令和8年6月三宅町議会第2回定例会 議会報告

☎ 議会事務局 ☎0745-44-3080

令和8年6月三宅町議会第2回定例会が6月3日から12日までの10日間の日程で開かれました。  
開会日の6月3日には、森田町長より提出案件について説明があり、議員より一般質問を行いました。  
8日には各常任委員会が開催され、付託された議案について慎重に審議され、6月12日に閉会しました。

●議決された条例・予算等の議案は以下のとおりです。

| 議案番号     | 件 名                                     | 議決月日  | 議決結果 |
|----------|-----------------------------------------|-------|------|
| 議案第 25 号 | 令和8年度三宅町一般会計第 1 回補正予算について               | 6月12日 | 原案可決 |
| 議案第 26 号 | 令和8年度三宅町介護保険特別会計第 1 回補正予算について           | 6月12日 | 原案可決 |
| 議案第 27 号 | 令和8年度三宅町下水道事業会計第 1 回補正予算について            | 6月12日 | 原案可決 |
| 議案第 28 号 | 三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について       | 6月12日 | 原案可決 |
| 議案第 29 号 | 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について                 | 6月12日 | 原案可決 |
| 議案第 30 号 | 三宅町児童館設置条例を廃止する条例の制定について                | 6月12日 | 原案可決 |
| 議案第 31 号 | 工事請負変更契約の締結について(工業ゾーン三宅 1 号線道路改良工事(6期)) | 6月12日 | 原案可決 |
| 議案第 32 号 | 財産の取得について(職員用端末)                        | 6月12日 | 原案可決 |
| 承認第 3 号  | 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について      | 6月12日 | 原案承認 |
| 承認第 4 号  | 三宅町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について            | 6月12日 | 原案承認 |
| 報告第 3 号  | 令和7年度三宅町一般会計第8回補正予算の専決処分の報告について         | 6月3日  | 報 告  |
| 報告第 4 号  | 令和7年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について         | 6月3日  | 報 告  |
| 同意第 4 号  | 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任について                 | 6月3日  | 原案同意 |

●一般質問をなされた議員及び内容は次のとおりです。

| 順番 | 議席番号 質問者 | 質 問 事 項                                                         |
|----|----------|-----------------------------------------------------------------|
| 1  | 7番 森内 哲也 | ①行政組織の改編とその検証                                                   |
| 2  | 8番 辰巳 光則 | ①三宅町石見駅前の「ヤング・イノベーション・レジデンス」予定地がインターナショナルスクール誘致の候補地にあがっている件について |
| 3  | 5番 松本 健  | ①道路補修事業における業務管理について、また、役場内の業務管理について                             |
| 4  | 9番 池田 年夫 | ①「防衛白書」配布について<br>②いえいろは株式会社について                                 |
| 5  | 2番 久保 憲史 | ①待機児童について                                                       |
| 6  | 6番 渡辺 哲久 | ①下水道管路の全国特別重点調査の結果について<br>②共生のまちづくりについて                         |

## 奈良県広域消防組合消防吏員採用試験のご案内

☎ 奈良県広域消防組合消防本部人事企画課人事係 ☎0744-20-1119

### ～特別な試験対策は不要！～

従来の教養試験を廃止し、基礎的な知能や適性を測る「SCOA(総合適性検査)」を導入。学校活動や仕事で忙しい方も受験しやすくなりました。「人の役に立ちたい」「地元で働きたい」そんな思いを、仕事にしてみませんか。

募集職種:消防吏員

資格条件:18歳以上30歳未満

申込方法:当組合ホームページに掲載の受験案内にてご確認ください。

採用ページ:

<https://www.naraksk119.jp/saiyou>

詳しくは  
こちらから



## 自衛官等採用種目のご案内

☎ 自衛隊橿原地域事務所 ☎0744-29-9060

### 2等陸・海・空士(任期制自衛官)

陸上自衛官は2年、海・空自衛官は3年を1任期として勤務する任期制隊員です。

対象者:18歳以上33歳未満

受付:年間を通じて受付

試験日:受付後に指定

### 一般曹候補生

陸・海・空の各部隊の中核となる「曹」を目指す人のための制度です。

対象者:18歳以上33歳未満

受付:7月1日(水)～9月1日(火)まで

試験日:1次試験 9月16日(水)～27日(日)のうち指定する1日

### 防衛大学校(一般)

自衛隊のリーダー(陸・海・空の幹部自衛官)を育成する日本で唯一の大学教育機関です。

対象者:18歳以上21歳未満

受付:7月1日(水)～10月15日(木)まで

試験日:1次試験 10月31日(土)

その他:総合選抜、推薦はお問い合わせください。

### 海上・航空自衛隊航空学生

海上自衛隊・航空自衛隊のパイロット等を養成する制度です。

対象者:18歳以上24歳未満

受付:7月1日(水)～8月28日(金)まで

試験日:1次試験 9月19日(土)及び26日(土)  
(受付時、本人の希望により決定)

### 防衛医科大学校(医学科)

医師である幹部自衛官を育成する制度です。

対象者:18歳以上21歳未満

受付:7月1日(水)～10月8日(木)まで

試験日:1次試験 10月24日(土)

### 防衛医科大学校(看護学科)

保健師、看護師である幹部自衛官を育成する制度です。

対象者:18歳以上21歳未満

受付:7月1日(水)～10月2日(金)まで

試験日:1次試験 10月17日(土)

詳しくは  
こちらから



### 三宅町生涯学習推進講座 「自分で簡単にできるハンドマッサージ教室」

☎ 社会教育課 ☎0745-44-2210

手のひらや指先、腕をマッサージすることで、疲労回復・脳の活性化・免疫アップなど、他にも様々な効果があります。一緒に楽しく練習してみませんか？

日 時：9月15日(火) 午前10時～午前11時

受付：9時45分

場 所：三宅町交流まちづくりセンターMiiMo  
1階 MiiMoホール

料 金：200円

対 象：三宅町在住・在勤者

定 員：30名(先着順)

申込方法：社会教育課窓口まで

申込期間：8月28日(金)～9月4日(金)

※土日祝を除く9時～17時まで

### 「こどもの人権相談」にまってない？ なやんでない？いっしょにかんがえよう！

☎ 奈良地方法務局人権擁護課 ☎0742-23-5457

いじめ・体罰・不登校・児童虐待などのこどもの人権に関わる問題について、人権擁護委員及び法務局職員が下記のとおり無料・秘密厳守で相談に応じます。

全国一斉「こどもの人権相談」

☎0120-007-110(フリーダイヤル)

※携帯電話・スマートフォン使用可、一部のIP電話使用不可

日 時：8月28日(金)～9月3日(木)まで

8時30分～19時まで

※土・日曜日は10時～17時まで

対 象：県内在住の児童・生徒及びその保護者など

相 談 員：人権擁護委員及び法務局職員

## 農業委員会からのお知らせ

☎ 産業共創課 ☎0745-44-3071

### 農地利用状況調査について(8月)

三宅町農業委員会では、年間を通じて農地パトロールを行っています。8月には農地法の規定に基づき町内全域の農地について、農地利用状況調査を実施します。

遊休農地の把握と発生防止・解消、違反転用の発生防止など取り組むための調査です。調査の際には農地に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 田を畑地に転換するときは…

水田を埋め立てて畑にする場合は、事前に農業委員会への届出が必要です。埋め立てる前に農業委員会まで必要書類の提出をお願いいたします。

### 農地の適正な管理について

農地は一度耕作をやめてしまうと、数年で原型がわからないほどに荒れてしまいます。もう一度耕作できる状態に戻すには大変な労力がかかるうえ、近隣農地や住民の生活環境に影響を及ぼしますので、草刈りや耕起等、農地の適正な管理をお願いいたします。



8月

### 「あざさ苑」からのお知らせ

#### 🔥 お風呂のご案内 🔥

営業時間：11時～21時(受付 20時30分まで)  
※次の時間帯は、換気・消毒をするため利用できません。  
15時15分～15時45分

休 館 日：3日・10日・17日・18日・24日・31日

☎ 三宅町社会福祉協議会 ☎0745-43-2078

### マイナンバーカード 休日・夜間窓口のお知らせ

| 手続き   | 日 時                    |
|-------|------------------------|
| 申請・交付 | 8月23日(日) 9時00分～13時00分  |
| 更新    | 8月26日(水) 17時15分～19時00分 |

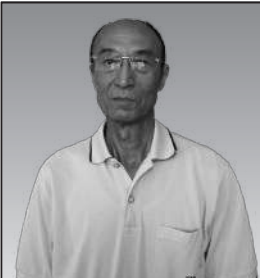
※事前の予約が必要ですので、住民福祉課へお電話ください。  
※最終受付時間は、終了30分前になります。

☎・☎ 住民福祉課 ☎0745-44-3073

## 新しい農業委員のご紹介

☎ 産業共創課 ☎0745-44-3071

7月3日に三宅町農業委員会委員任命式が行われました。  
任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間です。

|                                                                                    |                                                                                    |                                                                                    |                                                                                     |                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|   |   |   |   |   |
| 澤辺好秀さん<br>(伴堂地区)                                                                   | 荒木理紀さん<br>(伴堂地区)                                                                   | 中川清憲さん<br>(伴堂地区)                                                                   | 辰巳佳照さん<br>(屏風地区)                                                                    | 畑中秀規さん<br>(小柳地区)                                                                     |
|  |  |  |  |  |
| 古川信賢さん<br>(但馬地区)                                                                   | 渡邊俊樹さん<br>(上但馬地区)                                                                  | 松村博之さん<br>(三河地区)                                                                   | 植田充彦さん<br>(石見地区)                                                                    | 吉田明宏さん<br>(石見地区)                                                                     |

退任される農業委員の皆様には長年にわたり本町の農業の発展のためさまざまな農政活動にご尽力いただきました。  
(順不同)

西川育雄 様      山口一人 様

### 農業委員の仕事とは

農業委員は農業発展のために、法律に基づくさまざまな仕事を行います。

#### 主な仕事

- ・農地の売買、賃借の許可
- ・農業を担う人の確保
- ・農地の有効的な利用
- ・耕作放棄地の発生防止・解消
- ・耕作放棄地の有効利用
- ・農地を農地以外に利用する場合、周囲への影響について意見を述べる
- ・農地パトロール(町内農地の監視や指導など)
- ・農業者からの相談対応
- ・農業者年金制度の普及活動 など



☎天理警察署 ☎0743-62-0110  
天理警察署田原本警察庁舎  
☎0744-33-0110

## ～夏山登山を安全に楽しむために～

例年、奈良県内では、夏季シーズンでも山岳遭難が発生しています。地理がわからないまま登山をしたり、無理な計画を立てたり、装備が不十分であることが主な原因です。

### ●山岳遭難を防ぐために

- ①無理のない計画と引き返す勇氣
- ②十分な装備と食料の準備
- ③通信手段の確保
- ④登山届の提出

特に登山届は、遭難事故に遭った際、警察による捜索や救助活動を行うための手がかりとなり、登山者を守る命綱となります。登山届の様式や提出方法、山岳遭難に関する情報は奈良県警察ホームページをご確認ください。

### ～水の事故から命を守る～

この季節は1年のうち、水の事故(特に子どもに係る水の事故)が最も多くなる時期です。

### ●水の事故防止のために

- ①飲酒をして遊泳しない
- ②自分で泳ぐ力を過信しない
- ③危険箇所での遊泳や岩場からの飛び込みは絶対にしない
- ④川が増水してきたり、濁った水が流れてきたら遊泳をやめる
- ⑤ライフジャケットを着用する

楽しい水遊びを悲しい思い出にしないため、自然を甘く見ず、危険をきちんと認識したうえで行動するようにしましょう。

## 人権コラム

### 命のバトンを未来へつなぐ夏

—お盆と平和、そして子どもたちの笑顔に寄せて—

☎社会教育課 ☎0745-44-2210

照りつける太陽とセミ時雨が本格的な夏の深まりを告げています。8月は、私たちにとって「命」や「平和」について、改めて深く思いを馳せる大切な季節です。

お盆の時期、多くの家庭で先祖を迎え、静かに手を合わせることでしょう。私たちが今ここに存在し、大切な家族と過ごしているのは、幾世代にもわたって受け継がれてきた命のバトンがあるからです。先人たちが困難な時代を乗り越え、繋いでくれたこの命を慈しむ心こそが、人権を尊重する第一歩となります。

また、8月15日には終戦記念日を迎えます。戦争という最大の人権侵害を二度と繰り返さないために、平和の尊さを次世代へ語り継いでいくことは、今を生きる私たちの責務です。平和とは、単に紛争がない状態だけを指すものではありません。誰もが怯えることなく、自分らしく笑って暮らせる社会のことです。この三宅町が、子どもたちにとってそんな場所であり続けることを願わずにはられません。

さて、夏休みも中盤に差し掛かりました。町内では、宿題に追われながらも、真っ黒に日焼けして元気に遊ぶ子どもたちの姿が見受けられます。自由な時間が増えるこの時期は、子どもたちが地域の中で多様な大人と触れ合い、社会性を育む貴重な機会でもあります。

もし、道端で宿題や遊びに一生懸命な子どもたちに出会ったら、温かな眼差しで「頑張ってるね」「暑いから気をつけてね」と心の中で、あるいは言葉でエールを送ってあげてください。大人たちの優しい見守りは、子どもたちに「自分はこの町に受け入れられている」という安心感に繋がります。その心の余裕が、他人を思いやる優しさへと繋がっていくのです。

先祖から受け継いだ「命」を大切に、次代を担う子どもたちの「未来」を地域みんなで育てていく。この夏、三宅町がそんな温かな絆に包まれる1ヶ月になることを願っています。

## てんいち先生



## 巧妙化する定期購入のトラブルにご注意ください

産業共創課 ☎0745-44-3071

## 【相談事例】

- ・スマートフォンの広告で「1回限り2,980円」の化粧クリームを注文した。商品が届き、同封された請求書を用いて代金を支払った。しかし、2回目の商品が届き、定期購入になっていたことに初めて気が付いた。請求金額は2万円で、最初の注文時には定期購入になるとはわからなかった。
- ・SNSでインフルエンサーが「定期縛りなし」と勧めていたせつけんを申し込んだら、スペシャルクーポンが表示された。「クーポンを利用する」というボタンしかなく、やむなく押したら注文確定画面になり、注文を確定するボタンを押してしまった。1回限りのお試しを770円

で申し込むつもりだったのに、届いた受注メールには4回の縛りがあって総額2万5千円となっていた。キャンセルを申し出たら、初回でキャンセルする場合は、キャンセル料として定価との差額を支払う必要があると言われた。〈国民生活センター発表〉

## 【消費者へのアドバイス】

- ・「定期縛りなし」という記載があっても定期購入の契約かもしれません。
- ・注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。

|                                         |                              |                  |                                                                                                 |                                                          |
|-----------------------------------------|------------------------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 消費生活 相談窓口<br>(川西町との<br>広域連携事業)<br>毎週火曜日 | 8月4日(火)18日(火)<br>午前10時～午後3時  | 川西町役場2階<br>図書室   | 消費生活<br>(売買や賃貸借などの契約に<br>関することなど)について/<br>相談員:消費生活相談員<br>(国から認定)<br>※川西町と三宅町ともに<br>同じ相談員が対応します。 | 川西町役場<br>住民保険課<br>☎0745(44)2611                          |
|                                         | 8月10日(月)25日(火)<br>午前10時～午後3時 | 三宅町役場3階<br>第2会議室 |                                                                                                 | 三宅町役場<br>産業共創課<br>☎0745(44)3071<br>相談専用<br>☎0745(43)3588 |

## ロコモティブシンドローム・フレイル・

## サルコペニアなどに対する短期入院リハビリテーション

国保中央病院より  
院長 佐本憲宏

現在の日本は高齢化が進み、長い高齢期を過ごす社会となっています。介護を必要としない健康寿命を延ばすためには、日常生活を支えることが医療の大きな目的であり、特に、整形外科は高齢者医療の基盤を支える役割を担っています。

整形外科は、骨や関節、筋肉など体を動かすために欠かせない運動器を専門とする診療科です。近年よく耳にする「ロコモティブシンドローム(ロコモ)」とは、運動器の障害によって将来的に要介護になるリスクが高い状態を指す概念で、筋力低下や関節の動きの制限、骨や脊椎の問題などが原因で起こります。歩行能力の低下はロコモの典型的な症状です。

また、このロコモのほかに、加齢や病気によって心身の活力が低下し、健康な状態と要介護状態の中間に位置する虚弱な状態を「フレイル」、加齢や栄養不足、活動量の減少により全身の筋肉量と筋力が低下する状態を「サルコペニア」といいます。これら3つは、高齢者の運動機能と生活機能を脅かすものとなっています。

運動機能が低下すると、徐々に外出を控えるようになり、また急にそのような状態に陥る方も少なくありません。そうなると転倒するリスクが上がり、転倒して骨折すると手術や入院が必要となり、ひいては介護を要する状態へとつながり、悪循環に陥ります。こうした状況を防ぐため、予防的な取り組みを国の施策としても進められています。

当院では、運動能力の低下した中高年の方々に2～3週間の入院をしていただき、ロコモの度合いのチェックや運動能力評価、歩行や筋力アップのための運動器リハビリテーションを行い、介護を最小限にできるよう支援しています。このようなりハビリ入院をご希望の方は、整形外科外来、特に月曜日・水曜日の受診をお勧めいたします。

※これらの主旨の内容は、令和8年3月19日(木曜日)の奈良新聞にも掲載しております。

「健康寿命を延ばすためには？」

ヒポクラテスが説いた「歩く」ことの価値

国保中央病院 ☎0744-32-8800



# 子育てひろば

子育てに関する情報をお届けします。



## 子育て掲示板

問・申 健康子ども課(あざさ苑内) ☎0745-43-3580

### ふくろうらんど

8月はお休みです。  
 次回は、9月3日(木)  
 「離乳食のおはなし」です。

個別の身体計測や子育て相談は、随時対応していますので、  
 気軽に保健師までお電話ください。

### 三宅町子ども家庭総合相談窓口

保健師・公認心理師・社会福祉士の専門職が連携し、出産前後の母と子への  
 サポートや、育児やしつけなどの子育て相談、発達や子どもの困った行動な  
 どの相談、ひとり親家庭相談など様々な子育てに関する相談をお受けしてい  
 ます。お気軽にご相談ください。

●三宅町子ども家庭総合相談窓口(代表番号) ☎0745-43-3580

●親と子のほけん室(保健師) ☎090-9726-0568

●子育て家庭のお悩み相談室(公認心理師・社会福祉士)

☎080-5724-6212

相談受付時間:平日8時30分~17時15分

### 子どもの健診・相談

|                | 対象児(生年月日)                       | 日程       | 受付時間              |
|----------------|---------------------------------|----------|-------------------|
| 1歳6か月児<br>健診   | R6.10.13~<br>R7.2.4生            | 8月4日(火)  | 13時00分~<br>13時15分 |
| 3歳8か月児<br>健診   | R4.9.27~<br>R4.12.18生           | 8月18日(火) | 13時00分~<br>13時15分 |
| 3~5か月児<br>健診   | R8.3.10~<br>R8.6.8生             | 9月8日(火)  | 13時00分~<br>13時15分 |
| 6~8か月児<br>相談   | R7.12.18~<br>R8.3.16生           | 9月16日(水) | 9時30分~<br>10時00分  |
| 2歳6か月児<br>歯科健診 | R5.12.26~<br>R6.3.24生           | 9月24日(木) | 9時30分~<br>9時50分   |
| 持ち物            | 母子健康手帳・問診票・バスタオル(乳児のみ)・尿(3歳児のみ) |          |                   |

郵送での個別案内は行っていません。電子母子手帳アプリ「みやけっこ」での  
 案内となります。必ず受診の必要な健診です。欠席の場合は、別日をご案内し  
 ますので事前にご連絡ください。最近転入された等、問診票をお持ちでない  
 方はご連絡ください。

場 所 : 三宅町健康子ども課内(保健福祉施設あざさ苑1階)  
 料 金 : 無料

問 健康子ども課 ☎0745-43-3580

メールアドレス kenkou@town.miyake.lg.jp

## 子育て世代包括支援センタースマイル

問・申 スマイル(交流まちづくりセンターMiiMo3階)  
 ☎0745-43-0667

### ふれあい広場

|                                              |                      |
|----------------------------------------------|----------------------|
| 【ちびっこあひる組】令和6年12月生まれ<br>~満6か月以上の在宅児とその家族     |                      |
| 8/4(火)                                       | 水遊び(プール)※雨天:室内遊び     |
| 8/19(水)                                      | 水遊び(プール)・誕生会※雨天:室内遊び |
| 【あひる組】令和3年4月生まれ(5歳児)<br>~令和6年11月生まれの在宅児とその家族 |                      |
| 8/6(木)                                       | 水遊び(プール)※雨天:室内遊び     |
| 8/26(水)                                      | 水遊び(プール)・誕生会※雨天:室内遊び |
| 時間:10時~12時 ※要予約                              |                      |

### 一時預かり: コアラの部屋

|                   |                                                                                 |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 8/25(火)<br>9時~16時 | 満6か月からのお子様をスマイルでお<br>預かりします。利用人数は、最大3名ま<br>でとなります。料金などの詳細は、予<br>約時にご確認ください。※要予約 |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------|

### スマイルテラス

|                         |                                                 |
|-------------------------|-------------------------------------------------|
| 毎週金曜日<br>10時<br>~11時30分 | テラスに水遊びコーナーを用意しま<br>す。<br>ぜひ遊びに来てください。<br>※予約不要 |
|-------------------------|-------------------------------------------------|

### スマイル Day

スマイルの部屋を自由開放しています。お家の方と一  
 緒に遊びに来ませんか。  
 ※お昼ご飯も持参していただけます。※予約不要

### 土曜日スマイル Day

|                         |                                                                                |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 8/1(土)<br>9時30分<br>~12時 | 町内在住の就園児含む5歳児以下と<br>その家族<br>※毎月第1、第3土曜日(祝日除く)に<br>スマイルの部屋を自由開放していま<br>す。 ※予約不要 |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|

### ▶対 象

町内在住の満6か月から就学前の児とその保護者、妊婦  
 (里帰り出産を含む)

※初めて利用される方は初回利用時に、安全共済掛金を徴  
 収します。(1人100円)



## 地域おこし協力隊 活動日誌

8月の担当  
佐伯 雄

いつもありがとうございます。地域おこし協力隊コミュニティマネージャーの佐伯です。イベントを通じた新しいコミュニティの形成を担当しています。

8月を迎え、協力隊として丸2年活動させていただきました。

皆さん、6月末に開園した「遊べる畑 金ごま迷路」で遊んでいただけたでしょうか？開園当初は背丈が30cm～62cmほどとまばらで、まだまだ迷路とは言えない状態でしたが、今頃は立派な迷路になっているはずです！（※7月2日の執筆時点での想像です。若干葉が落ちていたらごめんなさい！）

この取り組みを通じて、私は「お天道様とお陰様」という言葉を心の中で何度も反復していました。「お天道様」とは、ここでは太陽や雨といった自然の恩恵のことであり、私の作業がこの恵みの上に成り立っていることを強く実感しました。そして「お陰様」とは、声をかけてくださる方々、さまざまなご協力、道

具や種を通じて間接的に関わってくださる方々や歴史が繋いでくれた農地や道路の存在です。

作業自体は1人で行いましたが、すべては繋がっており、自分の心次第で誰とでも繋がれるのだと実感する日々でした。金ごま迷路に携わらせていただき、本当にありがとうございました！感謝の気持ちでいっぱいです。

耕作放棄地は負の遺産に思われがちですが、「未開拓の分野」「新しい挑戦の領域」といったフロンティアとして捉えることで、見方は一気に変わります。次は石見駅前の遊休地を地域の方々と一緒に活用し、大きなエンターテインメントを生み出せたら最高です！



5月16日

## 「2026年みやけチャレンジゴルフ」を開催しました！

5月16日（土）に「2026年みやけチャレンジゴルフ」が開催され、総勢30名の方にご参加いただきました。

「みやけチャレンジゴルフ」はグラウンドゴルフ・ゲートボール・ゲートゴルフなどの要素を盛り込んだ、三宅町スポーツ推進委員の皆さんによりアレンジされたオリジナルスポーツです。参加者の皆さんは8つのコースに苦戦しながらも、和気あいあいとスコアを競い合っていました。



### 【大会結果】

優勝：平井 ハルミさん(49点)  
2位：西川 禎嗣さん(51点)  
3位：飯屋 勝二さん(52点)



問 社会教育課 ☎0745-44-2210

6月2日

## 三宅町表彰を受賞されました

町では、三宅町のために貢献され、その功績が特に顕著であった方々の功労をたたえるため、三宅町表彰制度を設けています。

このたび、多年にわたり選挙管理委員会委員としてご尽力いただきました上松 良有 様(石見)、秋山 郁子 様(東屏風)、政治倫理審査会委員としてご尽力いただきました安井 茂治 様(三河)、自治会長としてご尽力いただきました寺田 良清 様(石見)、田中 治 様(伴堂2丁目)、乾田 治 様(屏風)、公平委員会委員としてご尽力いただきました福井 章 様(但馬)が表彰されました。

受賞された皆様のごこれまでの功績に深く敬意を表するとともに、今後ますますのご活躍を祈念いたします。



(左から)  
 乾田 治 様、田中 治 様、寺田 良清 様、安井 茂治 様、  
 秋山 郁子 様、上松 良有 様、森田町長

☎ 総務課 町長公室 ☎0745-44-2001

## 第76回「社会を明るくする運動」

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

犯罪や非行のない明るい社会を築こうと、7月1日から31日にかけて、第76回「社会を明るくする運動」が全国的に行われました。

本町でも7月1日の早朝から、磯城地区保護司会をはじめとした関係機関による街頭啓発が近鉄石見駅と但馬駅で行われ、通勤・通学途中の人たちに「次の時代を担う青少年を非行から守り、立ち直り

を助けるため、地域に理解と協力の輪を広げましょう」と呼びかけました。

また、磯城地区保護司会の萩井副会長から森田町長へ「社会を明るくする運動」の総理大臣メッセージが伝達されました。



☎ 住民福祉課 ☎0745-44-3073

6月8日

## 祝・全国大会出場！「四季クラブ」が町長を表敬訪問

6月8日、三宅町を拠点に活動する社会人野球チーム「四季クラブ」の監督と主将らが、「天皇賜杯全日本軟式野球大会」への出場報告のため、町長を表敬訪問しました。

四季クラブは三宅町で約60年の歴史を誇る伝統チームです。かつて甲子園を沸かせた実力者や、式下中学校野球部出身の若手など、20代から30代の幅広い世代が「三宅」の名の下に集結しています。

表敬訪問では、全国大会出場への決意とともに、「グローブの町・三宅を野球で盛り上げ、町の活性化に繋げたい」という熱い思いも語られ、「今後も野球を通じて三宅町の役に立てるよう、積極的に活動していきたい」と、町へのさらなる貢献を誓いました。

今回の全国大会は、奈良県内各所で開催されます。開会式は奈良県コンベンションセンターで行われる予定です。三宅町の伝統を背負い、全国の強豪に挑む「四季クラブ」の選手たちへ、町民一丸となって熱い声援を送りましょう！

### 【大会概要】

大会名：天皇賜杯第81回 全日本軟式野球大会

ENEOSTーナメント

開会式：9月18日(金) 15時30分

奈良県コンベンションセンター

会 期：9月18日(金)～9月23日(水・祝)



左から森田町長、駒田勝治さん、福田俊介さん、辻本明紀さん

☎ 社会教育課 ☎0745-44-2210

タクシーのご用命は

# 三宅交通

奈良県磯城郡三宅町屏風73番地  
フリーダイヤル 0120-4567-12  
☎ 0745-44-4000

乗務員  
募集中

葬儀一式・寝台車

# 花吉葬祭

三宅町伴堂551 ☎44-0232 FAX 44-1379

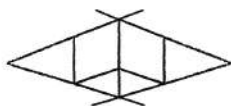
光ホール

三宅町屏風103-1  
☎ 42-1027 FAX 42-1028

地域の困ったを  
地域の自慢に



お問合せ



株式会社 空間演出  
KUKAN ENSHUTSU / NARA MIYAKE

三宅町の水道屋さん

# 幸栄設備

奈良県磯城郡三宅町伴堂396-1

☎0745-40-3588

✉ kouei.y88@gmail.com

出張料  
お見積もり  
無料

広告



# 大和まほろばネットワークニュース

## 【田原本町】

### 「ともぱ！たわらもと」で遊ぼう！

3月にオープンした「ともぱ！たわらもと」は、遊びと防災の機能をあわせ持つ新しい公園です。

園内には、広々とした芝生広場を中心に、子どもたちに大人気の巨大トランポリン「ふわふわドーム」やアスレチック遊具、年齢や障がいの有無に関わらず楽しめるインクルーシブ遊具などがあります。

また噴水エリアもあり、水遊びも楽しめます。

遊具の他にかまどベンチなど各種防災機能も備えており、非常時にも活用できるようになっています。



噴水

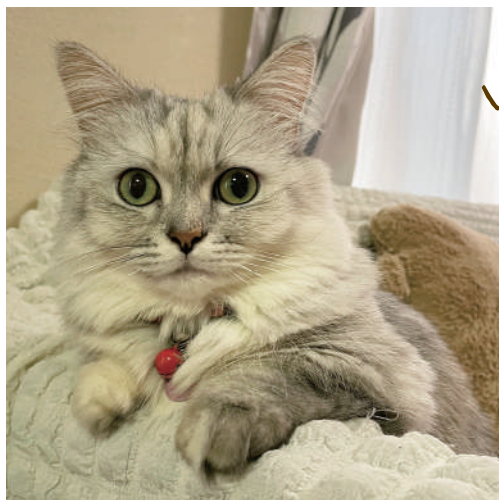


ふわふわドーム

所在地：田原本町西竹田279  
☎ともぱ！たわらもと  
☎0744-33-1126



### 家族アルバム



#### あずき

ミヌエット(♀) 8月7日満5歳

わが家のアイドル♡

特技は「おか〜ん」と鳴いて呼ぶことです。

応募ありがとうございました！

随時、応募をお待ちしています。

掲載内容：「家族」をテーマにした写真(日常の一コマ大歓迎)

一言メッセージ、名前(実名・ニックネーム可)

※三宅町在住者に限ります。

※メールの件名を「家族アルバム応募」にして未来共創課  
(koho@town.miyake.lg.jp)までお送りください。

※写真に写っているすべての方の掲載同意を得てください。

※応募いただいた写真は順番に掲載させていただきます。

☎未来共創課 ☎0745-44-3082